

公立大学法人名古屋市立大学の利益処分の考え方について（案）

「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（総務省告示）」により、利益処分にに関する書類において地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額は、「法人の当該事業年度における経営努力により生じたとされる額である」と示されており、本市としての経営努力認定の考え方は以下のとおりとする。

○経営努力認定の考え方

経営努力として認定するもの

- ・運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益
- ・運営費交付金のうち、効率化係数によりすでに経営努力が認められる部分から生じた利益
- ・運営費交付金のうち、用途を特定して交付した運営費交付金から生じた利益で、大学法人が経営努力によることの説明責任を果たした場合

経営努力として認定するものについては、法人化に伴い名古屋市から大学法人に無償譲渡された物品の受贈益など、現金の裏付けがなく、事業の用に供することができないものは除く

経営努力として認定しないもの

- ・本来行うべき業務を行わなかったために費用・収益が減少したと認められるもの
【例】学生収容定員に対して在籍者が90%を充足しない場合、収容定員を下回った人数分の学生経費（市費負担相当額）については、経営努力として認定しない

○大学法人の運営費交付金収益の計上基準

期間進行基準を採用。ただし、退職手当については費用進行基準を採用。

（参考）

施設整備費補助金について

施設整備費補助金は、あらかじめ大学法人が事業を執行したことを確認したうえで、市から交付するため、大学法人において剰余金が発生することはない。

公立大学法人名古屋市立大学の利益処分（案）

法人決算	
収入	支出
運営費交付金	運営費交付金による利益 運営費交付金を算定する段階で経費削減率を含んでおり、その上で生じた利益であるため、中期計画・年度計画の記載内容に照らして、本来行うべき業務を効率的に行ったことによる費用の減少分については、経営努力として認定する。 費用 運営費交付金による利益
特定運営費交付金	費用 特定運営費交付金の剰余金 特定運営費交付金の剰余金 あらかじめ用途を特定して交付した運営費交付金から生じた利益のうち、大学法人が経営努力によって生じたことについての説明責任を果たした部分を経営努力として認定する。 ただし、退職手当については、運営費交付金収益の計上基準で費用進行基準を採用しており、退職手当の剰余金は、収益化しないため、損益計算には反映しない。
自己収入等	費用 自己収入等による利益 自己収入等による利益 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外からの収益から生じた利益については、経営努力として認定する。
施設整備費補助金	費用 残額

特定運営費交付金...退職手当や臨時・政策経費など、用途が特定された運営費交付金

剰余金の考え方について

1 剰余金の分類

- 運営費交付金による利益
 - ・ 経営努力として認定しないもの 積立金
 - ・ 経営努力として認定したもの 目的積立金
- 特定運営費交付金の剰余金
 - ・ 経営努力として認定しないもの 積立金
 - ・ 経営努力として認定したもの 目的積立金
 - ・ 退職手当分 運営費交付金債務
- 自己収入等による利益
 - ・ 経営努力として認定したもの 目的積立金

2 剰余金の使途

○ 積立金

- ・ 損益計算において損失を生じた場合、積立金（目的積立金が残っている場合は、当該目的積立金を含む）を減額して整理する。
- ・ 中期目標期間の最後の事業年度にかかる上記の減額整理後、積立金がある場合は、市長の承認を受けた金額を次期中期目標期間における業務の財源に充てることができる。
- ・ 上記の市長の承認を受けた金額を控除してなお残余がある場合は、名古屋市に納付する。
ただし、現金の裏付けがなく、事業の用に供することができないとして積立金にした部分の取扱いについては、他の国公立大学の例を参考にしながら今後検討する。

○ 目的積立金

- ・ 中期計画で定める剰余金の使途（教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善）に充てることができる。
- ・ 中期目標期間の最後の事業年度において、目的積立金が残っている場合は、積立金に振り替えなければならない。

○ 運営費交付金債務（退職手当の剰余金）

- ・ 退職手当分として交付された運営費交付金に不足が生じた場合にその不足分に充てる。
- ・ 中期目標期間の最後の事業年度において、運営費交付金債務が残る場合は、精算のために収益化し、名古屋市に納付する。

他の国公立大学の利益処分の考え方について

	国立大学	首都大学東京	横浜市立大学	大阪府立大学	北九州市立大学
運営費交付金、国・地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益 (学生納付金収入や病院収入等)	経営努力認定	経営努力認定	経営努力認定	・運営費交付金対象収入(学生納付金等)が当初予定額を上回った結果生じた利益 ・運営費交付金対象外の事業(受託・共同研究等)を行った結果生じた利益 経営努力認定	翌事業年度への繰越しを承認
中期計画(年度計画)の記載内容に照らして、本来行うべき業務を効率的に行ったために費用が減少した場合に、その結果発生したもの	・学生収容定員を在籍者が充足している場合 ・特別教育研究経費により措置された事業等について、具体的な成果等の説明をした場合 経営努力認定	・運営費交付金のうち、効率化係数がかかる部分の剰余金 効率化係数によりすでに経営努力が認められるため、経営努力認定 ・運営費交付金のうち、効率化係数がかからない部分(法人化新規経費、都の重点事業等)の剰余金 経営努力によることを立証した場合に認定	経営努力認定	経営努力認定	翌事業年度への繰越しを承認
備 考	【運営費交付金債務の取り扱い】 ・学生収容定員に対し在籍者が一定率(H16～H18は85%、H19～H21は90%)を下回った場合 当該措置額に相当する額をもって運営費交付金債務のまま翌事業年度に繰り越し、中期目標期間終了時に相当額を国庫納付 ・予定された事業が実施されていないと明らかに認められる場合 当該措置額に相当する額をもって運営費交付金債務のまま翌事業年度に繰り越し、翌事業年度以降において行うべき事業を行った場合は、運営費交付金債務を収益化	【経営努力として認定しない場合】 ・運営費交付金のうち、用途を特定して交付された特定運営費交付金(退職手当等)の剰余金 ・本来行うべき業務を行わなかったために費用・収益が減少したと認められるもの(在籍者数が定員に満たない場合の授業料の不足相当額、受験者数が募集定員に満たなかった場合の入学考査料の不足相当額)		【経営努力認定の前提】 ・決算剰余金のうち、現金の裏付けがあり事業の用に供することが可能な額について、経営努力によるものとして認定 【運営費交付金債務の取り扱い】 ・学生収容定員に対して、在籍者が一定率(90%)を充足しない場合 相当額を運営費交付金債務のまま翌事業年度に繰り越し、中期目標期間終了時に府に返還	